

令和5年第6回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 令和5年10月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番	村田 弘行	3 番	田中 陽介
4 番	山本 剛	5 番	木下 伸一
6 番	津村 俊二	7 番	石川 恵美
8 番	服部 嘉雄	9 番	奥山文市郎
10 番	益川 教智	11 番	東郷 克己
12 番	山崎 敦志	13 番	山崎 有子
14 番	稲垣 誠亮	15 番	荒川 泰宏
16 番	橋 俊明	17 番	岩井智恵子
18 番	鈴木 市朗		

不応招議員 2 番 小菅 康子

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	佐野 博之
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	布施 篤志
総 務 部 長	川尻 康治	市立野洲病院事務部長	駒井 文昭
政策調整部次長	小池 秀明	総 務 部 次 長	井狩 勝
総 務 課 長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	奥野 安	書 記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第 3 議第 1 1 3 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 意見書第 5 号

（国民生活に必要な公共施設建設に対する地方交付税増額を求める意見書（案））

提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第 1 1 3 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

開会 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（荒川泰宏君） （午後 1 時 0 0 分） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 5 年第 6 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られています。録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し添えます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 17 人、欠席議員 1 人。欠席議員は、第 2 番、小菅康子議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

（日程第 1）

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 11 番、東郷克己議員、第 12 番、山崎敦志議員を指名いたします。

（日程第 2）

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

（日程第３）

○議長（荒川泰宏君） 日程第３、議第１１３号「令和５年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 本日ここに、令和５年第６回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、議案としまして、補正予算１件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたします議第１１３号「令和５年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）」についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和５年度当初予算で計上した野洲市民病院整備事業に係る令和８年度までの債務負担行為の限度額を２２億６，３００万円増額するものです。増額の内容は、野洲市民病院整備事業のうち整備工事費について、建設市況の動向を踏まえ、増額を見込むものです。

なお、補正予算の執行方法につきましては、病院事業管理者において計画されているところを申しますと、去る６月１日に公告した野洲市民病院整備事業に係る入札につきましては、予定価格の９６億７，０００万円は変更せず、一部の工事区分の積算を除いて算出された金額で入札を執行し、まずは本事業の請負事業体を決定しようとするものです。そして、その後、本臨時会で本補正予算をお認めいただければ、増額後の予算枠を基準に、本事業の計画内容全体を包含する契約となるよう、変更等を行っていかうとするものです。

以上、提案理由といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第１１３号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

それでは、再開時刻は追って連絡いたします。

(午後 1 時 0 5 分 休憩)

(午後 3 時 2 0 分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第 1 番、村田弘行議員。

○1 番（村田弘行君） 第 1 番、無所属の村田弘行です。

議案質疑、よろしくお願いします。

議第 1 1 3 号、病院事業会計の補正予算の債務負担行為の変更について、質問いたします。

当局の今回の説明資料について、増額の、要するに債務負担行為の増額の重要な根拠になっているコンサルタントの緊急報告書によると、直近の同規模、同種の病院の入札結果で平米単価 8 0 万円程度となっているのは本当なのか。

何社か分かりませんが、7 月の適格事業体と技術対話ということで、いろいろと膝を突き合わせて話されたと思いますけれども、当初の 6 2 万円の平米単価はおおむね妥当との回答で、その当時の業界の認識だったと思われます。

コンサルタントの言う直近の同等の工事となると、基本設計は少なくとも 1 年以上前から計画する、もっと前からかもわかりません。それと、入札参加、J V を組んだり、単独なのか、そういう説明書は 3 か月以上前には業者に通告というか、公告をし、それを持って、どういうふうな入札方法になるのかは分からないんですけども、要するに元請から、いわゆるサブの会社にいろいろと見積り依頼を出すわけですね。そういうときには 6 0 億以上の同等としたら、9 0 億ですか。そうすると、下請法では 5, 0 0 0 万以上の見積りをもらうときには、実際には数億、数 1 0 億の見積りになるんでしょう、鉄骨やら何やらを入れると。最低 1 5 日以上の見積り期間を、依頼した日ともらった日と 1 5 日以上之余裕を持った見積りを取りなさいというふうになっております。そのように規定されておるんですけども、要するに、それだけの後ろから遡ってきて、そして直近の入札価格が平米単価 8 0 万円が出てきたということで、我々に説明資料として、そういう数字を提示されたんですけども、タイムラグがあって、安く落札して、気の毒な工事になるはずなのに、当該のコンサルが言う直近の工事は 8 0 万円が出てきたということで、7 月の時点で妥当だと言っていた 6 0 万、6 2 万円の日本全国の全ての業界というか、北海道が高くて、

東京も高く、九州、四国は少しは安いでしょうけれども、落札金額は高過ぎます。

緊急報告書の入札結果は虚偽ではないのか。直近とはいつなのか。また、教えてください。

入札結果なのか、それとも、いろいろな私も入札サイト、建通新聞、建設新聞等、新聞をインターネットで調べましたけれども、また、地方自治体の入札結果、国交省の入札結果も調べましたけれども、そのような該当する物件はなかった、改築工事とかはありましたけれども。このように、市を二分するような重大な事案を審議するに当たり、根拠となる数字が、裏づけのない数字で示されていた。それを疑問に感じるか感じないかはちょっとそれぞれなんでしょうけれども、ちょっと私は知っていますけれども、知らない人を納得させるような数字をちょっと盛った数字なのかなと思うんです。

推察するに、民間の工事で、見積り合わせとかネゴシエーションして交渉して決まった金額に周辺工事や追加工事を付け足したり、機材を付け足したりして、総額を平米単価で割っているのかなと、そのぐらいに思わないと。坪じゃなくて平米ですよ。平米の80万円の単価は高過ぎると思うんですよ。コンサルの言いなりなのか、ちょっと分からないんですけども、検証もせずに、検証されているのか、私もちょっと。急ですよ。20億の便宜を図っているみたいな形になっているわけです。そのまた回答いただきたいのと。

次に、20億を増やすに当たって、収益を病院側としては上げないと説得力がないですね。病院事業の試算について伺います。この病院は一体どのようなコンセプトでなってしまったんだろうと、どこを向いているんだろうと思うようなことが書いてありました。維持期病棟を障がい者病棟に変更し、単価アップを図ろうとしているのは理解します。単価アップしてもうけを出さないかんというのは分かります。2億5,000万の売上げで1億8,000万の粗利みたいなこと書いてました。でも、年4,230万、これは利益を分割して、30年で割った数字なんですけれども、余計に収益化するための便宜上の数合わせ、無鉄砲な計画だと言わざるを得ないと私は思うんです。

障がい者病棟というのは、病院事業委員会のときの4日の日の福山先生がおっしゃっていましたが、重度の障がいを持たれた方を受け入れるということで、いわゆる痴呆性の歩き回っている方や老人病棟ではないんです。入る病名も四肢が動かなかったりとか、いろんな制約があって、要するにパーキンソン病とかということで、例えば字も書けず、意思表示には、目を動かして文字をパソコンに認識させて、人工的に声を発するような、よくテレビでやっていますね。ああいう、まれに数万人に1人の難病とか、そういう人を受

け入れるような病院なんですよ、障がい者病棟というのは。福山先生はそのほうの専門家ですから、スタッフも優秀なスタッフがおられると思います。でも、整形外科の一般病棟とはまた違うスキルを持った病院の人材が必要になってくるんです。全く別の病院だと言っていいぐらい勤務体制も違うし、お医者様は大分楽かもしれないですよ、そういう手術したり、そういうことはないんですから。

でも、2億5,000万の計画を必達というか、目標を達成するには90%の稼働率と言われていました。90%のベッド稼働で、4万円掛ける365日掛ける18で2億6,000万ぐらいですよ、それ前後の。そんな、要するに手間はかかるけども、もうかるけども、スキルも要るけども、入っていらっしゃるままでいいと、転院もあんまりしないという患者様は、福山先生のとつてで何人かは入ってくるかもわからないですけど、この事業計画、試算をするような、もう何か空想のような世界だと思います。

10対1の看護師さんを維持できるのかどうか。また、本当にここから手を入れたりする、そういう繊細な、動かない人の器具を使ったりするわけですから、スキルがある方の看護師さんは今どれだけいるのかなと。これから育てていくのかなとか。そういうふうな見通しがあるのかなというふうに私は思うわけです。199床なりの中で20床だけなんですけれども、あと全てにおいて、何か青写真がこの20億で狂ってしまったような気がするんですよ、私は。維持期病棟の併用は可能だとは思いますが、またそれもお聞きしたい。

次に、最後に市長にお伺いしますけれども、現地建て替えとかBプランとか、Bプランのときに私は市議会議員にならせてもらって、市長が言うことやから賛成しよう、応援しようと思っていたら、ころっと変わる。4か月、ふがないなと思いながらも我慢して応援し続けたら、思いの他、体育館横の病院がいい病院で、じゃ、このままいってもらおうと思ったんですけど、ここに来て、またこういう天の時、地の利、人の和、上杉何とかが言ったのかもわからないですけど、そういう何かついていないなという気がするんです。

120億プラス機材9億9,000万、まあ10億ですわね。周辺工事等々、ますます増えていく。後世に胸を張れるのかどうか、お伺いしたい。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 建制順によりまして、私からまず3点目の現地建て替え、Bプラン、熟考に対する見解についてのご質問にお答えをいたします。

もともと民間の御上会が運営されていた病院を公立病院改革の大きな流れの中、令和元年7月に、前の市政が市民の合意でもって公立化されたわけであります。これは平成25年の地域医療のあり方検討委員会からの答申で、市民に求められたとおり、市民負担が一定大きくなることを全市で覚悟して選択された政策であったわけであります。しかしながら、私は野洲市の財政が当時実際大変逼迫していたこと、そしてこれからの時代、その状況はますます厳しくなるだろうと懸念して、何とかして市民の負担を軽くした中で、この病院事業を市民が選ばれたとおり、市で実現していく方法はないかと常に思料したわけであります。

そういった過程で私案であった現地建て替えの委員会検証を含め、いろいろ試行錯誤をいたしました。それらの検証は全て今回の野洲市の中央たる体育館東側市有地での市民のための野洲市民病院の整備計画に結びついたものと考えております。私は信条の1つとして、世の中に無駄なことは1つもない、全て意味があると考えており、いろいろご心配をおかけしたことについては、実直に申し訳なく、おわび申し上げるところですが、それもこれも今回の計画を結実するための糧になっているものとご理解をいただければ、幸甚の極みでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） それでは、私から病院事業の試算についてということでお答えをさせていただきます。

まず1点目の病院はどこへ向かおうとしているのかということですが、当院で目指す新しい野洲市民病院像は、地域の中核的医療機関であり、地域の診療所の後方支援病院であります。そのために二次救急を行い、複数の診療科を備えた総合的な医療体制を備え、市民の在宅医療の支援を行うことで、今以上に市民から愛される、安心いただける病院にしていこうと考えています。と同時に、本医療圏域における機能分化への対応についても引き続き実践してまいりたいと考えており、障がい者病棟の設置はその役割を果たすものです。また、決して収支の成立のために、にわかに繕った対策ではなく、昨年度から院内のプロジェクトチームで何度も検討してきたもので、今回の整備費用の上昇の前となる6月に既に現病院でスタートを切って、新病院で実施していくことを決定している事実もございます。

なお、特別委員会で申し上げたとおり、当院の障がい者病棟について神経難病を中心に

運営していきたいと考えていますが、入院される患者の重症度については、中等度程度を標準として、当院の在宅支援という役割と合致する状態の患者を滋賀医大脳神経内科や、あるいは県立総合病院と連携して受入れを図っていきたいと考えています。こういったことから稼働率についても一定現実性があると考えております。

次に２点目、スキルが違う人材が必要なのではというご指摘ですが、全くそのとおりであります。通常のケアとは内容や考え方において違う部分があることから、それを担当する看護師、あるいはセラピストのトレーニングは当然必要ですし、現在滋賀医大へ研修に行くということについても滋賀医大のオーケーをいただいて計画をしておりますし、また現時点でこのような難病の患者さんのレスパイト入院といって、短期の入院の方が入院されて、そのときにそういう手技を当然トレーニングというか、できる方もおられるので、そういうことで、そういうできる看護師、セラピストの数を増やしていきたいと考えております。

次に３点目、全く違う病院ではというご指摘ですが、先ほど申し上げたとおり、この圏域の機能分化に対応して、かつ在宅との行き来を想定した病棟を想定していることから、病院、当院の全体の機能や役割に対して、何ら違和感はないものと考えております。

次に、４点目です。そんなに患者がいるのかということですが、障がい者病棟は４０床ですが、７０％を当該該当疾患の患者とする必要がありますが、残りの３０％は入院期間に制限のない一般急性期病床として運用できます。つまり、稼働率を９０％として４０床で０．９掛ける０．７ということで２６床が該当患者と想定されます。また、神経疾患、神経系の患者を中心に運営する考えですが、そればかりではなくて、今日、下肢機能が低下した透析患者さんが増加しており、対応が重要になっております。こういった患者の入院も一定数受け入れることも考えますと、滋賀医大、あるいは難病センター等と連携しながら、高度医療機関と適切に連携すると見通されていることから稼働率の維持は可能と考えています。

次に、５点目ですね。維持期の併用活用についてですが、ただいま申し上げましたとおり、３割は一般急性期として、簡単には在宅で医療が行えないような市民、患者の受入先として活用できることから、市民の安心感は高まるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） １点目の平米単価８０万円程度は本当なのかと

いうご質問にお答えをいたします。新病院整備事業の設計施工者選定支援業務の受託事業者のコンサルタントから、9月8日に受理をいたしました緊急報告書に記載されている情報で、当該コンサルタントが確認をされた内容でございます。他の契約関係情報でございますので、具体名などは明らかにされておりませんが、総合的に考えて、この情報に虚偽はないものと判断をいたしております。

2点目、直近の同等工事では落札金額が高過ぎるというご質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたとおり、他の契約の情報ですので、当該コンサルタントとしても、る詳細、具体を明かせないところでございます。繰り返しになりますが、コンサルタントが何とか明かし得る範囲の情報を当市としても得て、市において虚偽はないものと総合的に判断できたところでございます。

3点目も虚偽ではないか、直近とはいつかというご質問にお答えをいたします。今までのご質問でもお答えいたしましたとおり、虚偽はないと判断をいたしてございます。また、個別事例を特定されることを危惧いたしまして、直近として報告を受けておりますもので、これ以上の情報は不可能でございます。

4点目の裏づけなしで誘導や納得をさせようとしているのかというご質問にお答えをいたします。今までのご質問でもお答えいたしましたとおり、繰り返しになりますが、個別事例が特定されることがないように細心の留意をいたしながら、ぎりぎりのところでコンサルタントより報告をいただいた情報である旨、認識し、そこから判断をいたしており、裏づけがないというものではないということを判断いたしてございます。

5点目、民間の工事の見積りなどで決まった金額に追加工事などを含めた総額で平米単価を示しているのではないかとというご質問でございますが、直近の入札結果に基づく金額でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ありがとうございます。

市長のお考えはよく分かりました。駅前の開発と病院との両方を考えて、前の市長は病院を駅前に持ってくれば一石二鳥で解決策みたいな感じがあったのかもわかりませんが、そういうふうに現地建て替え半額とか言うて、当選されたわけですから、これからも責任を持って、病院が無事着工するまで頑張っていただきたいと思います。

次に、お医者様のことなんですけれども、確かに専門的なことでもありますので、糖尿

病の患者なり、透析の患者さんも身障者ということで、最後にお亡くなりになる前に入られるのかもわかりません。これからもどんどんそういう方がおられるのも分かります。だけど、どうしても回転率と言ったらあれだけど、そういうふうに時がたてばお亡くなりになっていくわけですから、そういう病棟なわけなんです。ですから、常に密にして稼働率を上げるようにしていただきたいと、そのように思います。その辺をまた聞きたいと思いますがそれでも。

年4, 300万、4, 230万の粗利を増やすためにとかいう話で皆、四苦八苦というか、そういう数字になっているんですけども、ポストドクターの話で、年2, 500万の研究室をつけるとか、そういうことを言っていられない時期になってきているような気がするので、その辺をまたご一考いただければと思います。

建設のほうですけども、最初から高い高いと、私も一般質問なり何なりで言ってきた金額がありました。それに輪をかけて、ご近所の守山市とか、この前、近江八幡の平米単価は55万円だそうです。それでも最初45万円から55万円に上げて、やっそこさ契約になったということになっていると言うておられました。ちょっと急激に上がってしまったのであれなんですけれども、本当にコンサルの言いなりというか、対話で、本来接してはいけないような業者の話がコンサルを通じて、今回の増額になってきたんじゃないかな、便宜を図ったんじゃないかなと思うんですよ。それぐらいに急激にというか、急進的にこのような金額が決まって、私どもが集められて、説明書を読んだわけですけども、ちょっとその辺がまだ納得しないというか、そう思うんです。後に引くに引けない野洲市ですから、それを弱みを握って、コンサルなり、施工業者が便乗値上げでしているんじゃないかな、そんなことは思いませんよ。思いませんけれども、それプラス、これから2年、3年、何があるか分からないから、懐刀として10億、20億、よけまいに取っておけと。また、こういう議会を開くのも面倒くさいからということで、そういうふうに余裕を持たせた金額になってるんじゃないかなと。その辺のご回答を再度質問いたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 維持期病棟の稼働率についてのお話をしたいと思いますが、一応、障がい者病棟に適用する患者さんに入院いただくわけですけども、当然議員がおっしゃったように比較的入院期間が長い患者さんになる。入院期間の制限がありませんので、先ほどお話ししましたがけれども、40床のうちの7割がそういう患者さんに該当しているということで、実際に神経難病の中等度の方、そして歩行障がい等があ

って、透析患者さんであるとかということで、患者については、特に前回もお話しいたしましたけれども、湖南圏域でこういう特徴を持った障がい者病棟は他にはありません。実際に高度急性期の病院等でそういう神経の患者さんも含めて、行き先のない方がたくさんおられることも十分私も承知しております。

プラス、村田議員が言われたように、例えば例を挙げられたのはALSの患者さんだと思いますが、そういう方も最近は結構医療が進んでご自宅に帰られているんですね。家族が疲れたときに病院がレスパイトで受け入れて、なるべくその病院でというよりは、可能な限りご自宅に帰してあげたいと、そのときに受け入れる病棟として、そういう障がい者病棟は非常に有効に使われると。開業医の先生に普段診ていただいて、緊急時というか、家族の休養のことも含めて使えるというようなことで、非常にニーズの高い病床になるので、先ほどお話ししましたが、湖南圏域にこういう病院がないと、こういう病床がないことも含めて、特徴のある、新病院の役割としてはプラスアルファのファクターでは当然あるんですけども、十分に稼働率を維持できるのではないかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 村田議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

周辺の市役所を例にとっておっしゃられましたけれども、このあたりにつきましては、着工いわゆる、時点がもう明らかに年度単位で違っておるところでございます。そういったところから、当然、今回のような価格の急騰の影響が及ぶ前のものであったということで、区分できるのではないかなというふうに思うところでございます。

あと、先ほどのご質問の中から直近の80万円の契約のを中心にお伺いをいただいておりますけれども、先般、特別委員会の資料で出させていただきましたものの中には、これも1つの判断のファクターであったんですけども、その他に当該コンサルタントが実際に本件に参加されていない主要なゼネコンにリサーチをした200床程度の病院の場合の受注想定額が平米75万円、税込み程度という、これはリサーチの結果でございます。それをはっきり、これは虚偽でも何でもないというか、偽りはないことだと思うんですけども、そういったところの数字も併せて、我々が今回、引き上げるべきと判断した金額の判断の根拠になっているということでございます。

もう一つ、先に取っておくような考え方ではないかということをおっしゃっておられま

すけども、ただいま申し上げました2つの直近の同規模の同種の病院の入札結果と本事業に参加していない主要ゼネコンへのリサーチ結果、これらの実際の金額に鑑みまして、余裕なく算定をした単価でございますので、先にとっておくというような考え方は毛頭ございません。

何分にも今回、課題になっておりますのは、一昨日の特別委員会でも申し上げましたように、直接に、やはり今回の大きな建設市況の悪化を誘引したものが、背景としては政府主導による大阪関西万博の事業加速化というものがあるわけでございます。このあたりはもうインターネットを見ていただきますと、急激な国策化というか、政策化というか、そういったことで建設業界が大わらわになっている状況というのはたくさん見ていただけるわけでございます。

加えまして、これも恐らく日本中が想定外だったんだろうと思いますけれども、2023年春以降に中小のサブコンが人手不足によって倒産する数が、これも8月の前年同月比で1.5倍というグラフのほうもお渡しいたしてございますが、そういった極めて厳しい状態になっているということでございます。実際にこれはコンサルタントから、業界の筋の話として伺いましたところでは、もう値段交渉ができないというような状態を聞いております。まず、捕まらないということですね。サブコンが捕まらないということは、相当頑張らないと工事ができないということでございますので、村田議員のご私見に照らしていただいて、今回の予算額の積算はやむを得ないと考えていただけるのではないかと期待するところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 病院のことはベッドが2.2万円から4万円でいただけるということですので、スキルアップして研修していい医療ができるように計画を、これから準備していただきたいと思います。

また、建設のほうも入札方法とか白紙とか、ちょっとよく分からんところがありますけれども、何とか乗り切っていただきたいというのが、一応聞いておきたいことを取りあえず聞いたということで、申し訳ないですけど、そんな話でした。

以上、質疑を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、暮らしと自治を考える会、田中陽介です。

それでは、私のほうからも、第113号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）」について質疑をいたします。

今回の補正予算の用途について、先日の病院整備特別委員会で説明を受けましたが、そこで質疑し、さらに確認を要求した点、そして市としてこれからの対応について質疑したいと思います。

1つ目、公告内容の変更に関する手続、それと一連のその後の契約までの手続、その妥当性、合法であることについて、前回の説明から新たな知見、エビデンスはあったのか。全員協議会でも説明を受けたのでありますが、こうした公開の場で改めて説明を求めます。それが1点目です。

2点目、入札や契約の担当である市の総務部として、この一般競争入札、そして入札後の契約から契約変更の流れ、こうした流れは問題ないというふうにしっかり確認できて、全庁的に一致して迎えているのかということを確認させていただきます。これが2点目です。

そして3点目、今回のこの提案は市長が首長としての責任を持ってその正当性を確認し、進めることを認めたものか、はっきりとお答えください。

そして4点目、昨今のこのコストの増大は万博を契機とした特殊な事情があります。市長は、今回の件に対し、市民または病院の負担を少しでも減らすよう市長会をはじめ、関係省庁に対して財源確保のための努力、行動、要望等を行うことが必要だと考えますが、こうした行動をしっかり約束していただけるのか。この4点についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 建制順によりまして、私から、まず3点目の市長が責任を持って進めることを認めたものかに関するご質問にお答えをいたします。進め方につきましては、関係部局で協議し、正当性を確認し、部長会議を経て、責任を持って市としての進め方を決定いたしました。

続きまして、4点目の関係省庁への財源確保の努力、行動することを約束できるかのご質問にお答えいたします。今回の件のためだけでなく、市民や病院の負担を減らすよう、財源確保のために、田中議員がおっしゃるとおり、努力、行動してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 私のほうからは、ご通告いただきましたうちの

公告内容の変更に関する手続についての妥当性、合法であることの新たな知見、エビデンスがあったのかということについて、ご答弁を申し上げます。

先ほどの全員協議会でと議員もおっしゃっておられますように、4日の特別委員会の終了から今までの間に新たに大きくは2つのエビデンスというか、知見が検証されてございます。

1つは、入札公告の内容変更についての適法性に関してでございますが、「地方公共団体契約実務ハンドブック」というQ & Aの古い書物があるわけでございますが、そこにおきまして、今の現行法においては、「公告して申し込みをさせることにより競争に付さなければならない」と規定しておって、入札公告の法的性格を従来の「契約の申し込み」といった性格から現行法では「契約の申し込みの誘引」というものに変更しておりますことから、公告内容を一定変更し、あるいは当該公告を取り消すことについても、これを排除する法的根拠がないので、自由になし得るものと解されるという知見が、4日の特別委員会以降、出てまいったところでございます。

もう一点は、4日の特別委員会閉会后、顧問弁護士のほうに状況を照会いたしました。今回の一連の手法、補正予算、あるいはその後の予算執行が権限の濫用、裁量権の逸脱に該当しないのかという点を中心にお伺いをさせていただきましたところ、顧問弁護士からは、かような回答をいただいております。申し上げますと、入札に係る公告内容の変更は、請負条件の変更であると。それには2つの利害関係に留意する必要があるということでございます。1件目は予算の増額であるから、市議会には予算額の増額だけでなく、公告内容の変更の理由及び方法などを説明して承認議決を得る必要があると。もう一つは、第1次審査で応募した事業体に対する対応であるということで、実質、請負金額の増額であることから、条件変更そのものについては、建設会社が異議を申し立てる理由はないと。しかし、第1次審査に応募した事業体全てに対して、公平公正に対応をしなければならないと。また、今回応募に至らなくても、検討をした事業体があるならば、その事業体に対する対応も考えなければならないということで、上記の手続を遵守すれば、今回の手法についてですが、違法な措置とは言えないと考えるという弁護士からの見解を頂戴いたしたところでございます。

以上2つが議員からご照会いただいている内容の回答となろうかと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、2点目のこの一般競争入札の流れについて問題はないかというようなご質問にお答えさせていただきます。

今回の入札手続につきましては、先ほど病院事務部長のほうからも回答させていただきましたとおり、本日の全員協議会において提出させていただいた参考図書に記載されているとおり、公告内容を変更すること自体は可能であるということと、あと入札における公平性、透明性、あと競争性が確保できていれば問題ないものと考えているところでございます。

また、市長のほうから先に答弁がありましたとおり、庁内においても、今回の手法に関しましては、事前に部長会に諮りまして、合意形成を図って進めてきたところでございます。

あとまた、総務部からも今回、病院事務部に対しまして、弁護士への見解を求めるようにも依頼をしてみましたところ、先ほど答弁がありましたとおりの内容でございましたので、今回の市の判断に対して、補完いただいた内容であったということを認識しております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） それでは、2点質問させていただきます。

まず、1つ目は事務部長にお伺いしたいんですけれども、先ほど弁護士への相談の内容について、公告内容の変更から一連の今回の流れ、先ほどの全員協議会では、その他にもある意味全ての情報をしっかりお伝えした上で執行の方法まで含めて、確認をされたという認識でよろしいのか。その変更の1点だけではなくて、その後も含めて、その中で、やはりその競争性というものとか公平性が担保されていれば大丈夫だというような回答を得られたのかということをお伺いしたいと思います。

そして、もう一点は市長の返答の中で、市長会とかに関することがちょっとなかったもので、やはりこの後、市議会でも意見書という形で省庁へそうした依頼というか、意見を出そうとしておりますが、数の力というか、地域、地方財政、地方公共団体の長が集まる市長会等でしっかりこういう課題を当事者として引っ張っていってもらうことが非常に大切かと思います。そういう市長会の機会等でこういったことを引っ張っていただけるのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長会にも一応提案はさせていただこうと思います。各市長がいろんな課題の提案というのがございますので、これを受け入れていただけるかどうかは別としても、またその機会がしょっちゅうあるわけやないんですけども、あったときにはまた申し上げようというふうには思います。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 私のほうから答弁申し上げます。

まず、弁護士への相談の内容につきましては、全員協議会でお示しをさせていただいた、また朗読をさせていただいた内容のとおりでございます。今回の、いわゆる契約の流れでございますが、特別委員会でスペシャルなという言い方もさせていただきましたが、個々を捉えますと、当初の契約を行うと、その後、約款の15条に示す変更契約をしていくことも1つの手法として考えているわけでございますし、それぞれの手続自体は既存の法規等々で網羅できている手続でございます。

そういったところから、それぞれのやり方が適法か、当否に関しては、弁護士は一々その回答をくださっていませんが、申し上げましたように、ハンドブックのQ&Aがすみっこのほうから出てきた内容であったわけでございますけども、そもそも入札公告の内容を変更することに違法性はないということでございます。これをもって、設計内容から1つの、とある工事区分を除外して、そして入札をしてもらおうと。ここで通常どおり、入札の執行を行う。その後、また変更契約なのか、あるいはこういった形になるのかは今後確定させてまいりたいと思っておりますけれども、通常のか、既存のルールに基づいて、全体を包含する契約にしていく、持っていこうというように考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 最後、1点だけ確認させていただきたいと思います。

今、事務部長がおっしゃった契約した後の最終の変更、契約内容の変更に係るその手法については、今まではっきりと定まっていないというようなことだったんですが、そこに関しても適法性といいますか、そこが今、発進したはいいいけれども、最終その決着の時点が本当に大丈夫なのかというところが、今の答弁、少しちょっと心配になるんですが、その部分に対する回答をお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君）　ちょっと変な言い方になっていたなら申し訳なかったんですけども、いずれの方法を取るにしても、既にある手法でもって変更していくということでございます。あまり例を今申し上げられる段階ではございませんし、例を申し上げる順番とかによって、そのあたり、予断を招く可能性もありますので、申し上げずに、先ほど冒頭に市長が提案理由の中で申し上げました増額の予算枠を基準に、本事業の計画内容全体を包含する契約になるように、契約変更などを行っていきたいというところでご理解いただきたいなというふうに思うところでございます。その「など」というところには契約変更という言葉が1つの例になるんですけども、それでやるのか、その他いろいろ別発注になるのかとか、だったとしても、既存の方法でもって、どれを選択、チョイスしていくかというだけの問題でございますので、そこにご懸念いただくことはなからうというふうに執行部としては考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　次に、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君）　第10番、益川教智です。

それでは、議第113号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）」について質疑させていただきます。

まず1点目、本補正によって、これが決まればということですが、市民病院整備事業に係る予算が120億円を超えることになります。本市の財政状況を考慮した上で、これをどのように評価されるのか、お尋ねいたします。

続きまして、問2です。予算の執行に当たり、この事業者との契約を2段階において行うということになります。先ほども田中議員からの質問で答弁されていた部分もあらうかと思いますが、この契約手続を先行契約の事業者と後行の契約を結ぶということになりますが、これは具体的にどのように行うことになるのか、ご回答をお願いします。

○議長（荒川泰宏君）　市長。

○市長（栢木　進君）　本補正について120億円を超えることによる評価についてのご質問にお答えをいたします。病院事業会計補正予算に対する評価について、市長への答弁要求ですので、私から一般会計はどのように影響があるのかという観点でお答えをいたします。まず、本補正の内容は、建設市況を踏まえた債務負担行為の変更であり、やむを得ないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 入札後の手続につきましては、法令等に基づいて適切な手続を行ってまいりたいと考えておるところでございますが、具体的にという部分につきまして申し上げますと、去る6月1日に公告をいたしました野洲市民病院整備事業に係る入札につきましては、予定価格の96億7,000万円は変更せず、一部の工事の積算を除いて算定された金額で入札を執行し、本事業の請負事業体を決定いたします。その後、本臨時会で本補正予算をお認めいただければ、増額後の予算枠を基準に、本事業の計画内容全体を包含する契約となるよう変更などを行っていかうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 120億円がやむを得ないということでありましたが、先ほどの村田議員からの質問に対して、もともと市長は現地半額建て替え、当時逼迫していたと市長が考えておられたその市の財政をおもんばかって、現地での半額建て替えということを言われました。当時逼迫していたとおっしゃいますが、現在も行財政改革で市民サービス、市民の皆さんに一定のご理解、ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解をいただき、進めているということがあります。その点を踏まえた上で、もう一度お答えください。

あともう一点、これも先ほど村田議員に対する答弁で言われたんですが、全てに意味があると、自分の人生訓、栢木市長の人生訓かと思いますが、それはご自身でお引き受けになられることなので、それはそれで結構です。私が何か言うことではありませんが、本市においては、行財政運営において限りある財源のもとにどこにどう配分するのか、取捨選択した上で進めていく必要があります。市長のお考えは、それはそれで結構ですが、そことの整合性、行財政運営をどのように行っていくのかということについて、この全てのことに意味があるという理由で、今回、もともとの現地半額建て替え、そしてBブロック、熟考があり、今、総合体育館横で病院整備を始めようとしておられますが、それをこの全てのことに意味があるんだという市長の人生訓において、これが適用されると思っておられるのか、お答えください。

今回の契約行為についてです。先ほど、田中議員とのやり取りの中で、今回の入札手続の変更については、また今回の手続に関しては、これの「今回」というのが直近の入札、このことを指しているかと思うんですが、直近の入札ではなく、そこに付随する後行、後

からの事業者との契約行為、つまり先行の契約行為を行った事業者、そこでの契約行為ですね、これ。「契約など」、「変更など」とおっしゃいましたが、客観的、外形的に見ると、前者を前提として、そこを特定した上で後の契約もするということになります。この点について法的な確認をいただいているか。先ほど述べられた弁護士の先生からの回答内容では、この入札に係る公告内容の変更についてのみの答えであって、そこまでが含まれているかということがここからは読み取れませんので、その点についてお答えをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 村田議員の質問の中で申し上げました、世の中に無駄なことは1つもない、全てに意味があると考えているということと、この今の120億を超えることに対しての整合ということでお尋ねだと思うんですけども、なかなか世の中に無駄なことは1つもないという意味は、それぞれが受け止め方で考え方も変わりますので、なかなか難しい。それを端的に整合と言われましても、私もそこまでは、これが正しいことだ、これが整合だということをなかなか申し上げにくいんですけども、財政運営を今後していくのにどうしていくのか、行財政改革をしている中でどうしていくのかというご質問に対しての答えとしては、行財政運営を病院は整備をしていかななくてはならないという必須のことですので、財政面からいろいろ考慮した中で適正に財政運営をしていきたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 今回の入札と申し上げましたのは、現在公告中の入札のことですので、ご理解のとおりかというふうに思います。その後の手続に関しましては、特別委員会の資料の中で申し上げましたとおりでございますが、抜粋して申し上げますと、今回入札でございまして、本件入札のゼロ算定の部分については、本件契約後の適切な時期に改めて算定し、当該受注者との協議を踏まえて、継続的な整備ができるように適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 端的に入札行為についてお尋ねします。

これ、外形的に見ると、いわゆる随意契約に当たるものかと、また談合も懸念されますが、この先行事業者との契約を前提にする後行の契約行為、これはその検討というのは

なされましたか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） まず、田中議員であつたりとか、あと市長のほうの提案理由の中で申し上げましたように、まだ何も定めたものではございませんので、明確にお答えすることはできないのかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） すみません。今の答弁が少し分かりにくかったと思いますので、若干、私のほうで補足をさせていただきたいと思います。

まず、契約をした上で適切な時期に改めて算定し、受注者との協議を踏まえて継続的な整備をという形で資料に示させていただいております。その適切な内容の具体的な話ということだと思います。これにつきましては、まず事業者の提案、これにもよります。その結果、例えば、例示でありますのが、工事請負約款の１９条にある変更をやるケース、場合によっては一体不可分であれば、こういう契約もあり得ますし、場合によっては、分離発注が可能なこともあり得ます。ですから、こういうものについて、提案を踏まえて適切に対応していくというのが答えです。

ちょっと分かりやすい例示を、少し正確かどうか分かりませんが、先ほど少し総務部長からいただいた例示なんですけど、車を買いますと。タイヤは今回お金がないから、後からそれは除いて発注します。そのタイヤはその車にしか合わないものだったら、そこで買う必要があるかもわかりませんが、場合によっては、他のところのタイヤを持ってくるというのも可能性としてはあると。少し例示として正確かどうか分かりませんが、私もこれを聞いて、なるほどなと思いましたので、少し紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１１３号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第１１３号については、委員

会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第 1 1 3 号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 4 時 2 9 分 休憩)

(午後 4 時 4 7 分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午後 5 時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、第 1 6 番、橋俊明議員。

○1 6 番（橋 俊明君） 第 1 6 番、新誠会、橋俊明でございます。

今回議題となっております令和 5 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）に対しまして、原案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の債務負担行為の変更につきましては、去る 1 0 月 4 日の病院整備特別委員会で説明を受けたところでありますが、その変更内容の概要においては、本院が定める一部の工事費をゼロとして算定した入札額を本件入札書に記載して提出させることとし、当該ゼロ算定の工事については、本件の当初契約から省くものとする。なお、本件仕様（設計内容）の変更について、参加している事業体に通知し、入札の公平性に配慮する。

次に、ゼロ算定の工事につきましては、本件契約後の適切な時期に改めて算定し、当該受注者との協議を踏まえて、継続的な整備ができるように対応すると明記されました。この文面を何度も読み返し、インターネットで談合防止法、随意契約、公正取引委員会などを精査いたしました。しかし、「ここに該当するので駄目ではないか」と証拠になるようなところは、正直申し上げてありませんでした。文面から私なりに判定するとオーケーということで、昨日はもう就寝しました。そして、夜中にこの文面を金額にはめてみたら、ゼ

口算定を含めて工事費を算出し、９６億７，０００万円以内で落札させて、当初請負契約を締結させる。本契約後にゼロ算定の工事について改めて算定し、受注者との協議を踏まえて、２２億６，３００万円以内の変更契約を締結する。なお、この２２億６，３００万円の変更は何回かに分けられると私は想定をいたします。

病院整備特別委員会でも申し上げましたが、これは通常ではあり得ない手法を選択したものであり、当初から２２億６，３００万円以内の変更を担保していると判断されても異論は挟めないものであり、受注者との協議を踏まえて、２２億６，３００万円以内の変更契約を締結することは、談合防止法に抵触するのではないかと私は判断をいたします。しかしながら、この変更内容はマスコミ、インターネットでも恐らく話題となり、一躍クローズアップされ、様々な議論が交わされると推測されます。

結局、私の結論を申し上げるならば、公務員の鉄則は「危うきに近寄らず」であります。今回の債務負担の変更は手法の選択を考えると、百害あって一利なしとまでは言いませんが、決して良好な選択をしたと言い切れるものではないと私は確信をいたしております。まさしく粉骨砕身で懸命に情熱を傾注している優秀な後輩を危険な橋を渡らすことは避けなくてはならないと私は強く思っております。それなら、仕様書の変更をして、４か月か半年待つほうがベターな選択であると確信していることから、今回の債務負担行為の変更には反対するものであります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第９番、奥山文市郎議員。

○９番（奥山文市郎君） 第９番、創政会、奥山文市郎でございます。

令和５年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）、債務負担行為の増額補正につきまして、賛成する立場で討論をさせていただきます。

さて、本年第２回定例会におきまして、新病院整備の債務負担を含む令和５年度の病院事業会計予算が賛成多数で可決されました。これにより、晴れて市民待望の新病院が建設されることになり、大多数の市民は安堵感と期待感を覚えていただき、また老朽化が著しく、相当な我慢をしていただきながら、現病院で働いておられる医師をはじめとした職員の方々には、希望と安心感を与えることができました。

その後、令和５年度に入り、執行部におかれましては、予定どおり粛々と準備を進めてこられ、６月には複数の１次審査応募者があり、現在ではその応募事業者の中から、今月の２次審査を経て、１１月には最終的な事業者を選定する作業を慎重に進めておられると

ころであります。

また、並行して、一部の方が心配しておられました建設用地における地盤調査や井水調査等も行われ、先月の全員協議会で報告いただきましたように、その不安も完全に払拭されたものであります。

こうした矢先、関西万博の建設経費の高騰化がテレビや新聞等をにぎわせていますが、その余波が本市の新病院建設にも影響してくることになりました。現行の債務負担の中には、物価変動を盛り込んだ積算となっていますが、今回の建設コストの高騰は到底その範囲内では吸収できないような大きな金額であります。

ようやくこぎ着けた市民待望の新病院建設着工を目の前にして、議会としては、今、苦渋の判断を迫られていると思います。未来への希望、市民からの地域医療への期待、負わなければならない財政リスク等々、様々なことを考えなくてはならないと思います。しかし、熟慮の上の決断としては、今、立ち止まることなく前に進むこと、つまり今回の建設業界で起こっている不可抗力にあらがうことなく、債務負担の増額を認め、令和8年度に新病院を開院することが本市にとって最良の選択であると考えます。

なお、新病院が整備された後には、本市の5万人市民と決して潤沢ではない本市財政が将来に向け、経営維持できるような健全経営の徹底、さらには今回策定されることになっている「公立病院経営強化プラン」の中には、新病院での経営の効率化や経営形態の見直しも視野に入れながら検討していただきたいと思います。

最後に、今回の補正予算が可決されましたら、事業者と段階を踏んだ契約をされると説明を受けましたが、その際には、適法性、公平性、透明性、経済性の4点を必ず担保し、適正な業務執行に努められることを申し添え、賛成の討論とさせていただきます。

厳しい判断とはなりますが、どうか皆様方のご賛同につきまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、新誠会、益川教智です。

それでは、議第113号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案に対し、反対の立場で討論させていただきます。

「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」、これは地方自治法第2条16項です。続いて、その17項で「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」とされています。当たり前のことですが、職務執行に当たっ

ては関係法令の趣旨を正確に理解する必要があります。

これは当然のことではありますが、そのことを踏まえた上で本件補正予算の執行について述べます。今回、市民病院整備事業を進めるに当たり、先行して事業者を選定し、当該事業者と改めて契約を結び直す。どのように結び直すのか、それは検討中であるということでありましたが、この場合、私は先ほども質疑しましたとおり、この随意契約規制との関連、これを検討する必要があると考えています。

地方公共団体の契約方法は、原則競争入札で、例外的に随意契約が認められていることがあります。ここにもその趣旨を、今、お手元の原稿を見ておられるかと思いますが、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札を原則とし、極めて例外的に随意契約が認められるというものであります。そして、この随意契約が許される場合は法律において限定的に列挙されており、いわゆる例示列挙ではなく、限定的にその場合を定められているということから、この締結に当たっては極めて厳格に判断される必要があります。

本市のガイドラインにおいてもその指針は示されており、随意契約による場合は、各主管課は安易に考えることなく、個々の事案に対してその根拠を客観的、総合的に判断した上で明らかにし、関係書類を明確に記載することとされています。

先ほどの質疑でちょっと頭の中がクリアになって、自分がどこを問題としていたのかが分かりました。今回、入札執行をして、先行して事業者を決定します。その時点において後行の随意契約の要件が満たされることになるかと判断できます。認識が違いますか。この施行令167条の2第1項第6号の規定による場合ということで、現に契約履行中の者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合というものがあまして、この先行する契約、今回入札執行して、事業者を選定しますが、そこそ契約したことによって、代替性、他に新たに他の事業者と契約を結ぶというよりもその事業者に任せたほうがいいだろうという、この要件が満たされることになるのかなと私は今考えております。

それを前提として、今、先行の契約について、一部を抜いて後でまた結び直す、この手法というのが、競争入札が原則、そして随意契約は例外というこの法の趣旨を潜脱しているものではないかという懸念があります。行政の行う公平性、公正性、透明性の観点から、このような手続は取るべきではないと判断し、反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、暮らしと自治を考える会の田中陽介です。

議第113号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

今回の予算は異例づくしの予算提案かなと思います。非常に判断に苦しみますし、委員会等でも、今回の議会でも質疑を尽くしました。その結果、競争性、そして公平性は確認できたのかなというふうに思っております。では、あと大切なのは何かということになりますが、前提条件が適法であること、これは間違いなく必要でありますし、執行部の答弁でも適法であるということを確認しております。しかし、それはこの後も我々市議会議員を含め、しっかりとチェックしていき、適法でなければ、当然執行することはできません。

ではもう一つ、野洲市にとって本当に何が大切か。これが、例えば3か月、6か月、1年、委員会の中では10年という言葉もありましたけれども、これを引き延ばしたら、何かよい方向に進むということが分かっているのであれば、私もそうしたほうがいいと思います。しかしながら、前段にありましたように、時が流れていき、建築コストはどんどん上がっております。実際にいろんな機械、予算、人員、手間、いろんなものが失われているのは事実です。ですので、それを加味した上でも考えていかなければなりません。

そして、今回の予算、これは債務負担行為という名の負債になりますけれども、貸借対照表で考えたら分かりますように、負債というのは片一方では資産であります。つまり、これは市民の資産として使う、そういう投資という理解ができると思います。私は本来、命や健康を守っていくというような憲法上認められたことに関することは、こうした市場原理であったりとか、お金に左右されるべきものではないという考えを持っております。

ですが、やはりこれからこの高齢化を乗り切るため、そして我々現役世代が安心して社会で活躍していくためには、こうした中核病院というものに対する予算が必要だと考えております。それほどこの中核病院があるというのは、意味があると感じています。今まで当たり前前に存在していた、だからこそこういうふうになっているんですけれども、しかしそこから意識してしっかり残していく、つないでいくというふうに、市民も我々も市も含めて、転換していかないといけないという時期になっていると思います。そして本当に地域のためになる医療機関にならなければならないし、そうあり続けなければなりません。

前川病院管理者もおっしゃっていましたが、ハードだけでもソフトだけでもいけない。そんな課題を常に抱え、運営努力していくことで市民の安心、安全を担保する。そういう社会インフラを持つには覚悟が必要です。野洲市はそれを持つ覚悟を選んだということ

私は理解していますし、先ほどの答弁で市長もその財源の措置に奔走することをお約束されました。この予算が地域の医療インフラを守るため、そして市民福祉の向上につながることを加味し、患者のために日々働いていただいているスタッフの皆様に敬意を払うとともに、この予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第１７番、岩井智恵子議員。

○１７番（岩井智恵子君） 第１７番、岩井智恵子でございます。

原案に対して反対の立場で討論をいたします。

皆様もご承知のように、この今の情勢は、今さら繰り返し申し上げるまでもなく、非常に苦しい状況に陥っています。ましてや、市長が公約された、身の丈に合った病院整備をはるかに超えてしまいました。落札後、物価スライド制において、整備事業、また他が１２０億、それ以上１５０億に達しないとは限りません。私は、現市立野洲病院を改修されるに当たり、この野洲病院でしばらく運営しながら、現在の世情、この動向を図り、そのタイミングでまた進められてもよいのではないかと考えております。今後、今以上に資材や人件費の高騰も予想される中、不透明さと野洲市の財政を鑑みて、反対の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第１１番、東郷克己議員。

○１１番（東郷克己君） 第１１番、東郷克己でございます。

議第１１３号「令和５年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）」について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、今回の手法に法的瑕疵がないことはそもそも議案提出の前提であるべきで、これは本日の全員協議会の説明及び先ほどの質疑への答弁等で、一定クリアされたものと理解し、討論をいたします。

今回増額される金額は２２億６，３００万円で、補正後の金額は約１２０億という巨額になります。進めるにしても止めるにしても極めて重要な判断になります。この重大な判断に当たり、自分の目で現場を見、現場の生の声を聞き、熟慮いたしました。この巨大な負担に野洲市は耐えられるのか。また、仮にこの増額を認めた場合、完成までにさらなる補正が必要となるのではないかなどの心配の声があります。財政を最優先に考えるならば、そもそもこのように大きなリスクを負うことをやめる。つまり、病院整備を止めるという選択もあるのではないかと。これは私の考えとは真逆ですが、財政負担が第一という考え方

に立つならば、そういう選択も視野に入ってくるのではないか。では、その選択が取り得るのか。この最も根本を4日の病院整備事業特別委員会で、「病院は市内に何としても必要か」と問いました。前川管理者、福山病院長、そして事務方の駒井事務部長に確認し、三者の共通の意見として、市内に病院は必ず必要という答えでありました。それぞれ違う角度からの意見でありましたが、野洲市内に病院は必須と、医療に責任を持たれる立場から強い意思表示がございました。

医療の分野における私の最大の目標は、「野洲市の中核医療を担う病院を守る」ということであり、初当選以来、変わらず堅持している信念でございます。その上で、今日の状況に対しどう対処すべきか、現場の生の声を直接聞くなど、でき得る最大の努力をして、判断に必要な情報を集め、考え抜いた結果、病院を維持するためには今回の提案を実行するしかないとの判断に至りました。イレギュラーな手法であり、これを前例として繰り返すべきではないとくぎを刺しつつ、今回は病院を守る道は他になく認めざるを得ないと考えております。

以下、主な理由を申し上げます。

まず、病院の状況であります。病院の現地の視察については、数年前になりますが、当時の事務部長に案内をいただき、一般には入れないところまで含め、詳しく見せていただきました。詳細は省きますが、既に限界を超えている建物であるとともに、現市立野洲病院は現行の病院の基準を満たしておらず、現状不適格という状態にあります。一方、この病院という施設の状況は、一旦立ち止まり、改めて通常の手法で進める程度の期間は許容するものであると考えております。むしろ、この限界を超えている病院の影響というのは、この次に述べる人材確保に強い影響を与えているものと考えております。

2つ目、医師、看護師の確保など、医療従事者の確保の点について申し上げます。この人材確保の問題が、冒頭申し上げた現場から聴取した、急がなければならない最大の理由と考えております。話の中身は機微に触れるものであり、この場での言及は避けますが、1対1で目を見て真剣に議論した内容は、信頼に値すると考えております。今、正規の手法にこだわり、整備スケジュールに遅延が生じた場合、病院に必要不可欠な人材の確保に支障が生じかねず、新病院の整備の前に、現市立病院の運営が危うくなりかねないと深刻な危機感を持たれておりました。また、特別委員会での答弁でも、医師確保には設備と指導体制の2つが整っていること、これが重要であるとの指摘もございました。医師確保は現市立野洲病院の大きな課題でもあり、これを打開するためには、施設の更新の明確化と

いうことが極めて重要であると考えます。

3つ目、将来建設費が下がるということが見通せないことであります。特別委員会では、事務部の説明以外にも、整備費はどんどん上がるばかり、収入確保を考える必要があるとの答弁がございました。下がる可能性の全否定はできないものの、その確率は高いとは言えず、むしろ今般の主な高騰要因が人件費によるものであるため、下がるということが現実には考えにくい状況にございます。また、現在進められている体育館東側は、個人的には不本意な整備場所でございますが、しかし現段階でこの整備計画にブレーキをかけることは、整備場所の問題で済まず、病院の存在自体を危うくする可能性が大きいと私自身も危惧をしております。

以上のことを総合的に考えたとき、2つ目の人材確保という必要不可欠な要因についてのリスクを冒し、正規の手法にこだわるのではなく、法的に問題がないのであれば、病院の維持運営のリスクを下げ、医療を守る選択をすることこそ、「野洲市の中核医療を担う病院を守る」をおのれの最大目標の1つとしている私の取るべき道と判断をいたしました。

最後に、手続の合法性について、先ほどの複数の議員から厳しく問いただす質疑がございました。執行部の行動をチェックし、逸脱があれば正すことが議会の役割であり、先ほどの議論はその意味で健全なやり取りであったと考えております。コンプライアンスについては、今後も十分に留意いただくことを付言して、賛成討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第14番、稲垣誠亮議員。

○14番（稲垣誠亮君） それでは、創政会、稲垣でございます。

議第113号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）」に対して、各議員の討論も踏まえ、意見を述べたいと思います。

まず、野洲市民病院整備事業について、私は市長と行動をともにしてきた同志として、そして自身の選挙公約としても事業計画自体には賛成であることを申し添えたいと思います。

以下、控え目に私見を述べたいと思います。

しかしながら、一昨日、10月4日の債務負担行為の変更に伴う20億円強の予算増額、収支計画の変更等、付議事件である野洲市民病院整備事業特別委員会開催後、僅か2日後の本日の10月6日に採決することは、委員会に出席されていた市立野洲病院の病院長の発言にも関連するが、いささか強引であると思料いたします。形式的であっても最低限の民主主義的進行は必要であり、今回はそれが欠落している。変更内容は軽微とは言えず、

少なくとも1回の市民説明会は行うべきであり、市民の代表である議会で決定したらいいという原則はそのとおりではあると思いますが、今回はその濫用に当たると考えます。また、収支計画を中心に配付された資料、入札条件の変更に関する過去の判例等を自身が精査する時間でも中1日では不可能である。したがって、病院当局と立場の違いは理解しつつも、事業の進め方に強い懸念を感じています。このような状況で賛成するのであれば、今後の債務負担行為の上限を青天井に認めること、執行部の説明が正しいことを採決の前提とすることに等しく、当職には思え、市民から負託を受けた二元代表制の根本に関わる深刻な事態であると考えます。

なお、補足ではありますが、10月4日の野洲市民病院整備事業特別委員会の直前の全員協議会において、当初、私は福山病院長の同委員会への出席を求めましたが、当初、出席を拒否されました。結果的に出席されましたが、特別委員会の精度向上には同病院長は欠かせず、今後、病院当局にはご配慮いただきたいと思います。

総論として、本件補正予算には反対はいたしません、市民への説明責任は当職は果たせるとの信念があるため、今回の採決については棄権したいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第113号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第113号の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第113号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第１１３号は原案のとおり可決されました。

次に、田中陽介議員及び東郷克己議員から、意見書第５号「国民生活に必要不可欠な公共施設建設に対する地方交付税の増額を求める意見書（案）」が提出されております。

お諮りいたします。

意見書第５号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。よって、意見書第５号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、意見書（案）は、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

（追加日程第１）

○議長（荒川泰宏君）　追加日程第１、意見書第５号「国民生活に必要不可欠な公共施設建設に対する地方交付税の増額を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第３番、田中陽介議員。

○３番（田中陽介君）　第３番、田中陽介です。

国民生活に必要不可欠な公共施設建設に対する地方交付税の増額を求める意見書ということで、趣旨の説明をさせていただきます。

今、臨時会に提案された補正予算の背景には、このところの物価上昇や賃上げ傾向などの他、大きな直接的要因として、大阪・関西万博の国策化という野洲市のあずかり知らないところの影響により、極端な建設費の高騰がありました。この高騰により、野洲市は市の医療体制に不可欠な病院整備をどうするかと重い命題を突如与えられ、市、そして我々議会は非常に厳しい判断を迫られました。急激な高騰という特殊事情は別にしても、現在の公立病院の建設に対する地方交付税の基準額は平米当たり４７万円、もともとでも市況と１５万円程度の乖離がありました。これが今般の高騰により、３０万円前後も乖離するという状況になりました。

先般の病院整備特別委員会における説明でも交付税基準額について触れられましたが、市況の動向に合わせ、当然のごとく、その基準は見直されるべきであります。特に今般の状況は、国の判断によって急激な高騰が生じており、なおさらです。市民の福祉のために

行われる地域の公共事業が国の招いた市場変化により、成り立たなくなるというようなことはあってはならない事態です。

以上のことから、病院という重要施設の整備に関わる入札、契約を控える我が市、そしてこの議会は、この問題に直接的な影響を受けている当事者であります。ゆえに、この事態に対し、当事者として、緊急に議会の意思を表明すべきであり、その手段として、国への適切な交付税措置を求める意見書を内閣総理大臣はじめ、両院議長、並びに関係省庁に提出すべきと考え、提案いたします。

以上、趣旨の説明となります。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております意見書第５号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております意見書第５号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第５号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第５号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております意見書第５号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第５号の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し

た場合は、議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第5号「国民生活に必要な公共施設建設に対する地方交付税の増額を求める意見書（案）」は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和5年第6回野洲市議会臨時会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、臨時会にご参集を賜り、ありがとうございました。また、本日提案いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、お認めいただき、誠にありがとうございました。

特別委員会でも申し上げましたが、新病院整備計画の滞りない推進は、本市における中核的医療を将来安定的に確保していくための必達事項であり、今回補正予算をお認めいただきましたことで、スケジュールどおり新病院整備計画の進捗を図ることができると考えております。今後も議会をはじめ、市民の皆様への丁寧な説明に努め、早期の整備に向け、計画を進めてまいります。

結びに、議員の皆様には健康には十分ご留意をいただき、引き続き、市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（荒川泰宏君）　以上で、令和５年第６回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後５時３３分　閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年10月6日

野洲市議会議長 荒川 泰宏

署名議員 東郷 克己

署名議員 山崎 敦志